

特別高圧・高圧需要側の申込み概要について



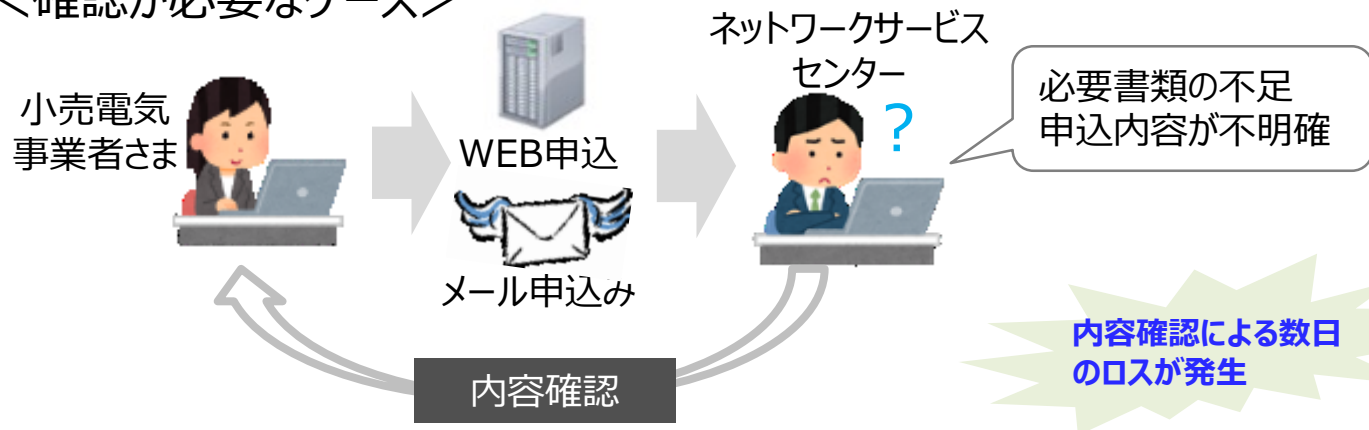
2025年9月18日/9月22日
東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター



はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1. 新增設申込みに必要な書類について・・・・・・・・	3
2. 新增設申込み内容（変更箇所等）の明確化・・・・・・・・	5
3. 接続供給開始希望日についてのお願い・・・・・・・・	6
4. 契約電力の根拠資料について・・・・・・・・	8
5. 系統連系申込みについて・・・・・・・・	9
6. Web申込システム申請の差戻について・・・・・・・・	11
7. 撤去申込みについて・・・・・・・・	12
8. 蓄電池設備における託送料金の特別措置の概要・・・・・・・・	18
9. 新增設・スイッチング申込みが重複する場合の扱いについて・・・	20
10. スwitchング申込みについて・・・・・・・・	21
11. 小売起因廃止について・・・・・・・・	25
12. 接続供給兼基本契約申込書による申込み時のお願いについて・・・	30
13. 申込み関係書類のメール申込み手続きについて・・・・・・・・	31
14. 当社からの連絡について・・・・・・・・	33

- 接続供給契約の申込み内容を確認させていただき、必要書類が不足している場合や申込み内容が不明確な場合に、小売電気事業者さまへ確認が必要となる場合がございます。
- 確認には数日かかる場合もあり**小売電気事業者さまにご不便をおかけすること**になりますので、申込みに際しての注意事項について説明をさせていただきます。

＜確認が必要なケース＞



＜確認が不要なケース＞





1. 新增設申込みに必要な書類について

- 申込み種別ごとに必要書類が異なります。Web操作ガイドにも記載がございますので、申込み時のご参考にしてください。
- また、弊社HPに「申込提出書類および記載項目一覧表」を掲載しておりますので、ご活用ください。

	書類名	申込種別				
		新設	撤去	契約変更	種別変更	設備変更
1	接続供給兼基本契約申込書	○	○	○	○	○
2	接続供給兼基本契約申込書別紙	○	○	○	○	○
3	単線結線図	○		△		○
4	受電設備一覧	○		△		△
5	負荷設備一覧	○		△		△
6	構内図	○		△		○
7	付近図	○				
8	撤去または新設の接続供給契約(高圧)時の確認票	○	○			
9	自家用図面確認・協議票	△		△		△
10	契約電力の決定根拠資料	△		△		
11	高調波流出電流計算書	△		△		△
12	系統連系申込書	△		△		△
13	供給事前検討回答書			△		

◆掲載箇所（次スライドで掲載箇所を紹介します）
（当社所定申込様式～申込提出書類および記載項目一覧表）

https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/workshop/procedure/high-pressure/pdf/20250625_list.xlsx

◆WEB申込 操作ガイド
申込登録（p87～p109）

【需要側】

・ [操作ガイド P1-P44 \(pdf 5.54MB\)](#)

・ [操作ガイド P45-P80 \(pdf 7.44MB\)](#)

・ [操作ガイド P81-P124 \(pdf 2.05MB\)](#)

・ [操作ガイド P125-P142 \(pdf 1.22MB\)](#)

https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/demand/web/pdf/OperationGuide_P81-P124.pdf

【参考】お申込みに必要な書類について



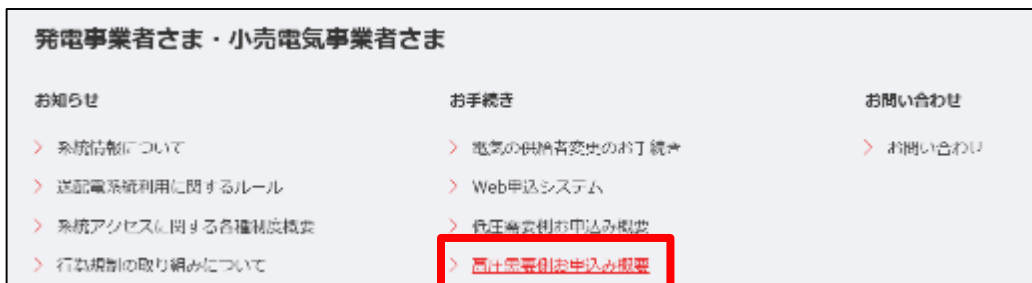
■ 掲載箇所

当社HP : <https://www.tepco.co.jp/pg/>

①



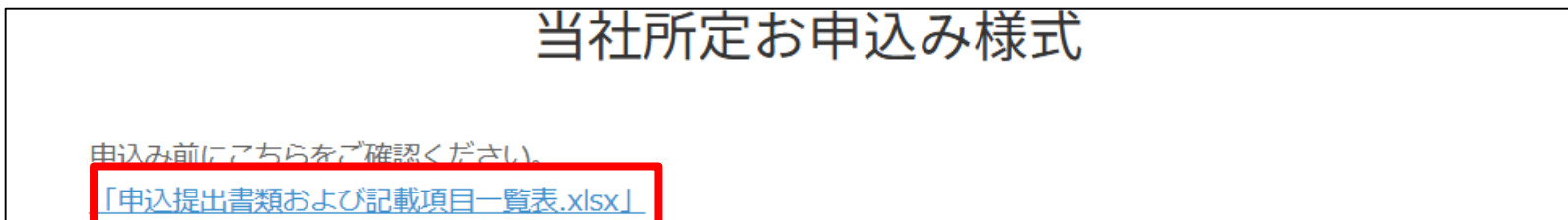
②



③



④



2. 新增設申込み内容（変更箇所等）の明確化



申込み受付時に工事内容等を確認できないケースがあるため、特に以下3点についてご確認ください
いただき申込みをお願いします。

- ① Web申込システムの申込者さま入力欄に工事内容の入力
- ② 添付資料（単線結線図等）へ変更箇所の具体的な記載
- ③ 添付資料（単線結線図等）は変更前と変更後を添付

①

○ご連絡事項
■ご連絡事項

<Web申込システムより参照>

最上部
最下部

申込者さま入力欄

(例1) 経年劣化によるPAS取替
(例2) 経年劣化によるケーブル張替

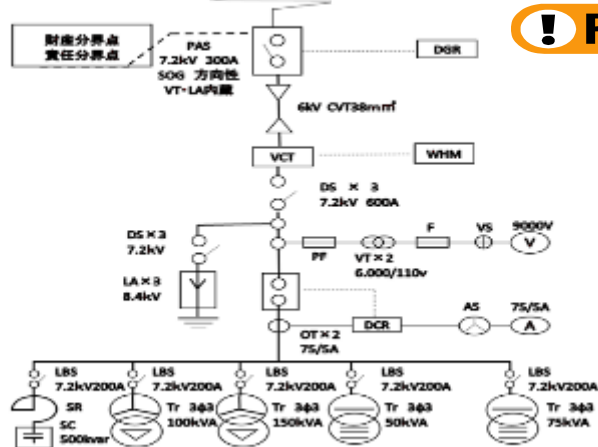
(例3) キュービクル更新
(例4) 同容量変圧器入替工事

③

Before

変更前資料

! Point



③

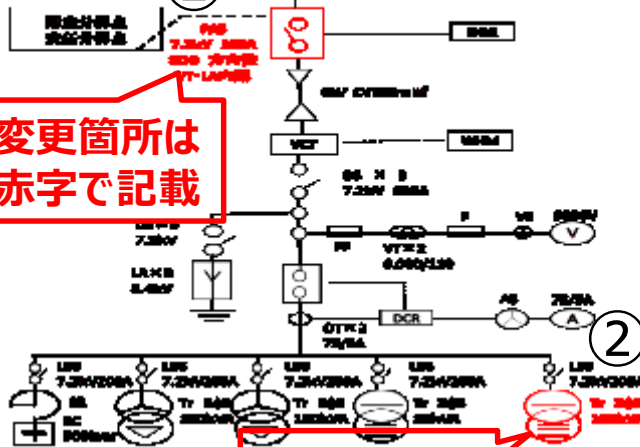
After

変更後資料

変更箇所は
赤字で記載

変更箇所

! Point





3-1. 接続供給開始希望日についてのお願い

- 供給開始希望日までの日数が下表の期間を満たしていない場合、Web申込システムによる受付ができません。下図の「申込種別」ごとの期間を考慮いただき、**裕度のある申込み**をお願いいたします。
- 接続供給開始日は、協議により決定となりますので、ご希望日に沿えない場合がありますことを、**あらかじめ需要者さまへお伝えいただきますようお願いいたします。**

＜Web申込システム操作ガイド 91ページより抜粋＞

! Point

B 申込種別	D サービスメニュー	E 契約決定方法	F 接続供給開始希望日
新設	必須選択	必須選択	申込日より1ヶ月以上先
電圧変更（新設）	必須選択	必須選択	申込日より1ヶ月以上先
契約変更（増加・減少）	任意選択	必須選択	増加：申込日より1ヶ月以上先 減少：申込日より2週間以上先
契約変更（増加・減少）＋設備変更	任意選択	必須選択	増加：申込日より1ヶ月以上先 減少：申込日より2週間以上先
設備変更	選択不可	選択不可	申込日より2週間以上先
サービスメニュー変更	必須選択	選択不可	申込日より2週間以上先

- **工事内容や供給場所により必要な工事期間が異なりますので、申込みの際は事前協議・事前検討（契約減少・SW等除く）をお願いいたします。**

3-2. 接続供給開始希望日についてのお願い



- 申込みいただく際に供給開始希望日を検討していただく目安として、当社ホームページに**各エリアの標準工程日数（高圧）を公開**しておりますのでご申請いただく際の目安にご活用をお願いいたします。

<当社ホームページ標準工程日数URL> <https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/workshop/duration/index-j.html>

！ Point

標準工程日数（高圧）

電気使用お申し込みから使用開始までの流れおよび当社工事等の所要工程日数等をエリア別に掲載しております。

電気をお届けするまでに電柱・電線等の工事を要する場合がございますので早めにお申し込みいただきますようお願いいたします。

※増設等のお申し込みに伴い、当社引込線等の取替工事が必要な場合、停電の願いをすることがございますので、その旨をお客さまへお伝えくださいますようお願いいたします。



- 工事内容や供給場所により必要な工事期間が異なりますので、あくまで目安としてご確認のうえ裕度をもった申込みをお願いいたします。

4. 契約電力の根拠資料について



- 契約電力の妥当性を確認するため算定根拠を確認させていただきます。**契約電力500kW以上の協議契約の新設や、契約変更（実量制含む）の場合、根拠資料は必ずご提出いただきますようお願いいたします。**

<掲載資料について>

- 実量制契約・協議契約の双方の場合において、契約電力を変更する際の算定根拠資料※としてご使用いただけます。
- ※ 直近12ヶ月の最大需要電力の実績を根拠とする場合以外にご使用ください。

項番	協議方法	入力先シート
1	デマンドコントローラーの設置と設定値による契約電力の変更	1-1 デマンドコントローラーの設置と設定値 1-2 入力例(デマンドコントローラー)
2	省エネ照明機器への取り替えによる契約電力の変更（減少）	2-1 省エネ照明機器への取り替え 2-2 負荷設備容量(入力用) 2-3 入力例(省エネ照明機器)
3	契約受電設備の増減による契約電力の変更	3-1 契約受電設備の増減 3-2 受電設備容量(入力用) 3-3 入力例(受電設備)
4	契約負荷設備の増減による契約電力の変更	4-1 契約負荷設備の増減 4-2 負荷設備容量(入力用) 4-3 入力例(負荷設備)
5	過去実績による	※ 「電力使用計画」以外の提出書類は不要

【参考】当社ホームページに算定根拠の例を掲載しております。

<https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/workshop/procedure/high-pressure/pdf/santeikonkyo.zip>

5-1.系統連系申込みについて



【系統連系とは】

需要者が発電設備を設置し、その発電設備を当社が維持および運用する高圧電線路または特別高圧電線路に電氣的に接続することをいいます。

【系統連系申込み】

系統連系をご希望される場合、当社へ系統連系申込みが必要となります。「**自家消費により売電をご希望されない場合**」と「**売電をご希望される場合**」でお手続き方法が異なります。当社ホームページへ、申込時に必要な手続きを掲載しておりますので必要となる資料をご確認のうえ申込みをお願いいたします。

【当社ホームページ手続き方法掲載箇所】

＜自家消費により売電をご希望されない場合（発電量調整供給契約なし）＞

※「売電を行なわない発電設備を設置される場合のお申込み」の欄をご覧ください。

https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/workshop/procedure/high-pressure/pdf/20250625_list.xlsx

参考 ＜売電をご希望される場合（発電量調整供給契約あり）＞

<https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/retailservice/flow/>

※特別高圧における接続検討について

特別高圧電力で連系する場合は、当社系統への売電有無にかかわらず、接続検討申込が必要となります。

詳細は、「自家消費を目的とした発電設備等の接続検討業務に関する取扱いの変更について（2017/6/30）」を参照ください。 https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/retailservice/pdf/s_2906.pdf

5-2.系統連系申込みについて

発電設備の設置または変更の申込み【自家消費の場合】



- 系統連系申込については、新設または設備変更による申込みをいただいておりますが、受付時に特に多くの確認が必要となるケースについて、ご案内させていただきます。
- 必要となる資料は「申込提出書類および記載項目一覧表」の「●売電を行なわない発電設備を設置される場合の申込み」に掲載されておりますのでご活用くださいますようお願いいたします。

●売電を行なわない発電設備を設置される場合の申込み

！ Point

書類名	発電設備				
	太陽光	蓄電池	燃料電池/風力	常用発電機 (非常用は含まず)	その他 (バイオマス等)
1 系統連系申込書	○	○	○	○	○
2 系統連系申込書添付資料1-1	○	○	○	○	○
3 系統連系申込書添付資料1-2	○	○	○	○	○
4 系統連系申込書添付資料1-3	○	○	○	○	○
5 単線結線図	○	○	○	○	○
6 構内図	○	○	○	○	○
7 太陽光パネルの仕様書	○				
8 機器の仕様書		○	○	○	○
9 その他連系に必要な機器の仕様書	○	○	○	○	○
10 パワーコンディショナーの仕様書	○	○	○		
11 パワーコンディショナーの認証証明書 (JET認証品のみ)	○	○	○		
12 試験成績書(認証登録品以外の場合のみ)	○	○	○	○	○

需要者が押印済であることの確認をお願いします。

設置する発電設備ごとにご用意をお願いします。
2025年7月より1-2の様式が変更となっておりますので新様式にて申込みをお願いします。

発電設備の設置箇所やRPR（逆電力継器）の
接続箇所、リレー用のCT容量がわかるもののご用意をお願いします。

受電点・受電設備・発電設備の設置場所、当社
引込柱がわかるもののご用意をお願いします。

型式、出力容量や発電設備の整定値を確認し
ておりますので、設置する発電設備、すべての関
係書類のご用意をお願いします。
仕様書は各々一式のご用意をお願いします。

6.Web申込システム申請の差戻について



- Web申込システムでの申込み内容は、各種工程の進捗が確認できます。
- 申込み翌々営業日に受付完了の通知が届かない場合、申込み不備などの理由で差戻となっている可能性が高いことから、Web申込システム上の工程照会で工程状況の確認をお願いいたします。また差戻しとさせていただいた理由は「一般送配電事業者入力欄に記載しておりますので、不備を解消していただき再申込みをお願いいたします。

工程照会				戻る メニュー	
				東京電力パワーグリッド株式会社	
				ログイン/ユーザ: 作業者00000000さま	
■ 申込情報					
申込番号		2221900000012	設計番号	5A04028	工程状況 再申込待ち
供給地点特定番号		03-1011-2000-8030-0002-8440			
需要場所	都県～丁目	××××××××××××			
	番地	××	枝番		
建物名(漢字)					
棟番号		号室			
■ ご連絡事項					
申込者さま入力欄		キュービクルの増設です。契約容量の変更はございません。			
一般送配電事業者入力欄		※差戻し(7/9) 今回お申し込みの受電設備容量(合計)が空欄となっております。 お手数おかけしますが、ご入力いただいて再度ご申請のほどよろしくお願いいたします。			

※差戻しとした場合「工程状況」が「再申込待ち」となります。

7-1.撤去申込みについて



廃止（撤去）の定義（スイッチング支援システム取扱マニュアルより）

需要者の転出等に伴い、電気の使用を廃止することを『廃止（撤去）』といいます。原則として供給設備は撤去しますが、需要者の入れ替わり後、間もなく電気が使用されるケースにおいて供給設備を残置することもあります。この場合、低圧とは異なりスイッチング支援システムによる「再点」受付はありません。

廃止（撤去）の申込方法

スイッチング支援システム

申込対象範囲：高圧500kW未満 実量制契約の地点

電力広域的運営推進機関（OCCTO）が運営するシステムよりお申込をいただく申込方法

メール申込（接続供給兼基本契約申込書）

申込対象範囲：上記以外全て

東京電力パワーグリッドがご案内したメールアドレスへ「接続供給兼基本契約申込書」を送付いただく申込方法

標準申込期間：2週間以上前（開閉器が無い地点や特別高圧の地点は調整に時間がかかるため、早めの申込みをお願いいたします）

7-2.撤去申込みについて



申込時に必要な情報について

廃止（撤去）を実施するにあたり、日程調整や現地立会者の情報等、調整に必要な情報は以下のとおりとなります。

必要項目	理由
日程調整者・連絡先	廃止（撤去）日程を調整するために必要となるため。
解体の有無	解体が有る場合は、契約廃止とは別に、引込線や計量器等、当社設備の撤去調整が必要となるため。
解体予定日	
設備残置の希望有無	需要場所の所有者変更起因の廃止や、地中設備等、再利用を予定している場合は、その旨をお知らせください。また、撤去を希望される場合は希望日をお知らせください。
設備の撤去希望日	
立会者・連絡先	契約廃止作業、設備撤去作業等、現地作業時の立会いが必要となるため。
主技技術者・連絡先	廃止（撤去）の実施にあたり電気設備操作のお願いをする可能性があるため。

7-3.撤去申込みについて



スイッチング支援システム申込について

スイッチング支援システムでは、システムの仕様上※印の必須事項を入力すると申込みができますが、円滑な調整を行うため、必須事項以外の項目についても入力をお願いいたします。

申込時のお願いについて

前頁でご案内した必要な情報のうち、システム入力が出来ない項目については、別途メールにて情報提供のご協力をお願いいたします（以下赤字項目）。

日程調整者

日程調整者連絡先

解体の有無

解体予定日

設備残置の希望有無

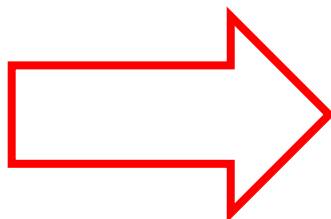
当社設備の撤去希望日

立会者

立会者連絡先

主任技術者

主任技術者連絡先



赤字部分の情報や、個別に事情がある場合等、システムに記載出来ない情報については、メールにて情報提供をお願いいたします。

7-4.撤去申込みについて



スイッチング支援システム入力時のお願いについて

立会の可否については、システム仕様上は「立会不可」を選択可能ですが、撤去・新設等の契約上の手続き以外の現場作業が伴う撤去については立会が必須となりますので、「立会可」をご選択いただきますようお願いいたします。

立会可否：	
立会希望日：	立会可 立会不可

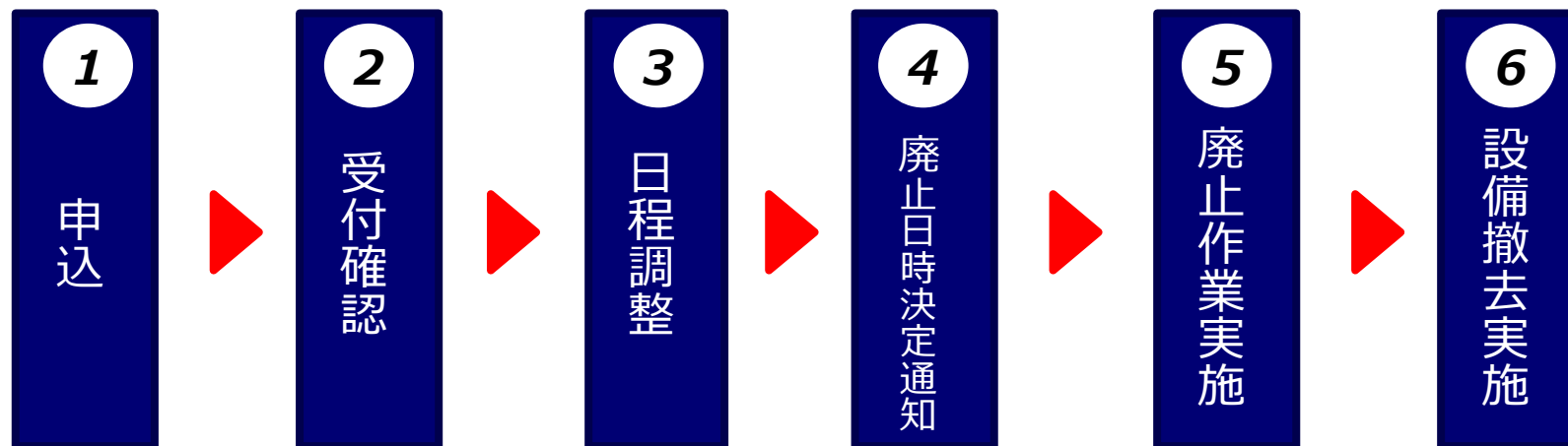
申込者氏名の選択欄を「同一」を選択すると「連絡先電話番号」の入力ができないため、需要者と申込者が同一の場合は「異なる」を選択いただき、最新の需要者連絡先の入力をお願いいたします。

申込者（需要者さま以外から申出の場合）：					
申込者氏名：（全角・40桁）	異なる 異なる 同一				
連絡先電話番号：		-		-	

7-5.撤去申込みについて



申込みから撤去までの流れについて



ステップ		実施者	実施内容
1	申込み	小売電気事業者	小売電気事業者さまより申込みを実施。
2	受付確認	高圧受付 G	高圧受付 G にて申込内容の確認。
3	日程調整	受け持ち支社	当社受け持ち支社より需要者さまに日程調整の連絡実施。
4	廃止日時決定通知	高圧受付 G	電源開放日確定後、小売電気事業者さまへ廃止日時決定の通知実施。
5	廃止作業実施	受け持ち支社	電源開放等、電気供給停止を実施。
6	設備撤去実施	受け持ち支社	引込線や計量器等、当社設備の撤去を実施。

7-6.撤去申込みについて



よくあるご質問について

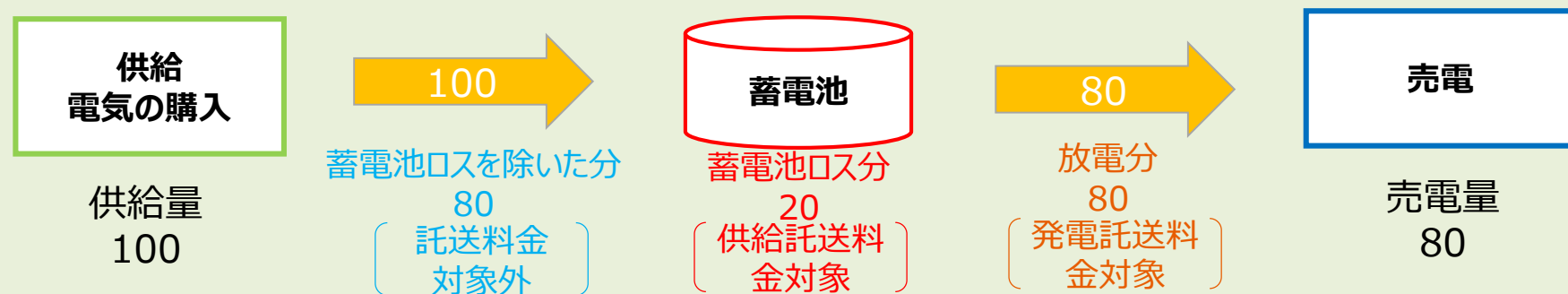
お問合せ	ご回答
スイッチング支援システムの接続供給廃止年月日と需要者さまとの日程調整後に当社から通知した接続供給廃止日が相違していた場合、スイッチング支援システムの接続供給廃止年月日の変更は必要か。	スイッチング支援システムの供給廃止年月日については予定日となりますので変更は不要となります。

8-1.蓄電池設備における託送料金の特別措置の概要



- 蓄電池における特別措置は託送供給等約款に基づく措置となります。
- 蓄電池に系統からの電力で充電され、再度系統に放電される電気については、蓄電ロス分のみ託送料金が課され、それ以外は課金対象外となる特別措置「蓄電池特措」を適用することが可能となります。

【蓄電池における蓄電池特措適用時における託送料金・電力量のイメージ】



【蓄電池における蓄電池特措適用時における託送料金・電力量の算定方法】

託送料金課金対象電力・電力量 (kW・kWh)

$$\begin{aligned} &= \text{蓄電池 L} \times \text{ロス率 (協議値)} + \text{その他負荷} \\ &\quad \left[\begin{array}{c} \text{計量値} \end{array} \right] \quad \left[\begin{array}{c} \text{協議により} \\ \text{決定} \end{array} \right] \quad \left[\begin{array}{c} \text{系統用蓄電池単独需要の場合は} \\ \text{その他 L はありません。} \end{array} \right] \end{aligned}$$

※予備送電サービスには特措の適用はございません。

＜託送供給等約款（令和7年4月1日実施）附則 抜粋＞

4 揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置

(1) に定める適用範囲に該当する接続供給契約で、あらかじめ契約者から申出がある場合は、料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

(1) 適用範囲

イ 揚水発電設備等が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が、当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。

ロ イの接続供給に係る電気と、それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを、物理的に区分する等、何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており、(イ)および(ロ)を明確に区分して定めることが可能であること。ただし、技術上、経済上、やむをえない場合等特別の事情がある場合は、(イ)および(ロ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。(イ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット）、最大電流（アンペア）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力、最大電流または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。）(ロ) 当該供給地点におけるロの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。）

ハ イおよびロにおける揚水発電設備等については、あらかじめ定められた順序または手続き等にしたがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。

8-2.蓄電池設備における託送料金の特別措置の概要



- 蓄電池における特別措置を適用する場合、ロス率の協議が必要となります。
- 協議を実施するにあたり、ご準備いただく資料がございますので接続供給申込み時にご提出をお願いいたします。
- 【ご提出いただきたい書類】
 - ・設置される**PCSの変換効率**、**蓄電池の変換効率**のわかる**仕様書等**
 - ・**負荷設備一覧**

なお、ロス率については以下の計算式を原則として協議させていただきます。

【計算式】

ロス率 = $1 - (\text{PCSの変換効率}\% \times \text{蓄電池の変換効率}\% \times \text{PCSの変換効率}\% \times \dots)$

※PCSの変換効率は充電時と放電時の2回あるため

上記によらない算定方法にて協議をご希望の場合は、お申し出ください。

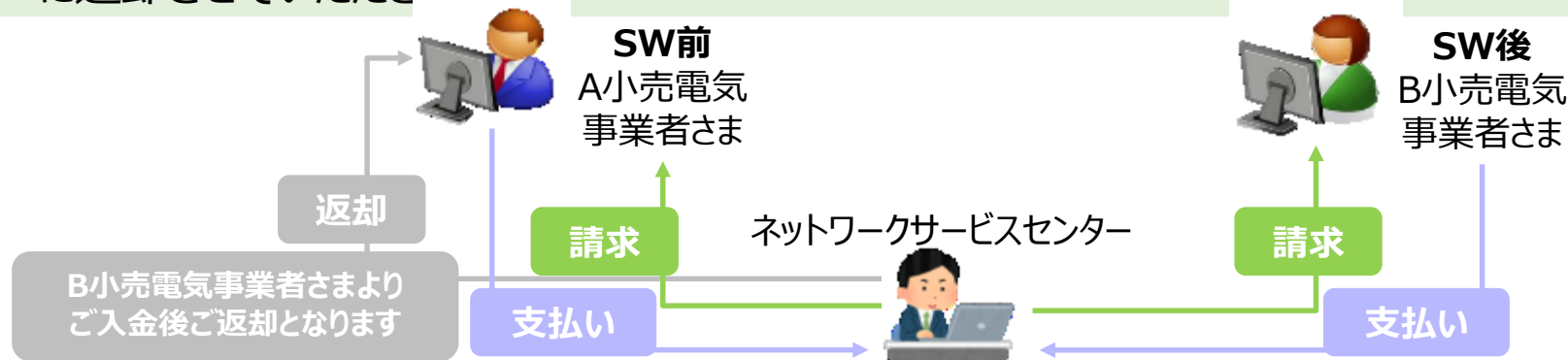
9. 新增設・スイッチング申込みが重複する場合の扱いについて

スイッチング申込よりも前に新增設のお申込をいただいていた場合の扱いについて

- 新增設申込み（以下、「申込み」という。）の接続供給開始日がスイッチング日以降になる場合は、スイッチング後の小売電気事業者さまから改めて申込みをいただく必要があります。
- スwitchング後の小売電気事業者さまからの申込みに際し、スイッチング前の小売電気事業者さまからの申込みを取消いただく必要がございます。
- また、小売電気事業者さまが同一の供給地点に対し複数の申込みをされる場合、完了していない申込みが存在すると、エラーとなり申込みできませんのでご注意ください。

スイッチング時の工事費負担金の在り方について

- スwitchング前の小売電気事業者さまからの申込みにいて、すでに工事費負担金をお支払いいただいている場合は、申込みの取消とともに工事費負担金を返却し、スイッチング後の小売電気事業者さまへ改めてご請求をさせていただきます。
- なお、工事が中断しないようにするために、スイッチング後の小売電気事業者さまからのご入金後に返却させていただきます。



10-1.スイッチング申込みについて



スイッチングの定義（スイッチング支援システム取扱マニュアルより）

需要者が同一地点において電気使用を継続する状態で、電力を供給する小売電気事業者を切り替えることをスイッチングといいます。

新たに供給を開始する新小売電気事業者と既存の契約を廃止する現(旧)小売電気事業者双方が契約手続きを円滑に実施することが求められ、双方の託送契約上の「スイッチング開始申込」と「スイッチング廃止申込」が揃う(マッチングといいます)と、スイッチング成立となります。

スイッチングの申込み方法

スイッチング支援システム

電力広域的運営推進機関（OCCTO）が運営するシステムよりお申込みをいただく申込方法

Web申込システム

東京電力パワーグリッドが運営するシステムよりお申込みをいただく申込方法

メール申込（接続供給兼基本契約申込書）

東京電力パワーグリッドがご案内したメールアドレスへ「接続供給兼基本契約申込書」を送付いただく申込方法

10-2.スイッチング申込みについて



申込方法別対象範囲および申込期日

スイッチング支援システム 申込期日：接続供給開始日の8営業日前

- 高圧で契約電力500kW未満（予備送電サービスA、予備送電サービスBおよび自家発補給電力等を契約している供給地点を除く）

Web申込システム 申込期日：接続供給開始日の8営業日前

- 特別高圧および高圧で契約電力500kW以上かつ契約決定方式が協議契約の供給地点（予備送電サービスA、予備送電サービスBおよび自家発補給電力等を契約している供給地点を含む）

メール申込 申込期日：契約内容によって異なるためお問合せください

- 高圧で契約電力500kW未満かつ予備送電サービスA、予備送電サービスBおよび自家発補給電力等を契約している供給地点
- 高圧で契約電力500kW以上かつスイッチング前の契約決定方式が実量契約の供給地点
- スwitchング前後いずれかの契約が分割接続供給またはみなし分割接続供給（自己託送／小売電気事業者の2社供給）の供給地点
- 自家発補給電力／小売電気事業者の2社供給を行っている供給地点
- 特別高圧で契約電力500kW未満の供給地点

10-3.スイッチング申込みについて



申込みいただいた後のマッチング確認について

スイッチング支援システム 申込期日：接続供給開始日の8営業日前

- スwitchング支援システム上の受付工程をご確認いただき「申込処理中」となっていればマッチング完了です。

Web申込システム 申込期日：接続供給開始日の8営業日前

- Web申込システム上の受付工程をご確認いただき「申込処理中」となっていればマッチング完了です。

メール申込 申込期日：契約内容によって異なるためお問合せください

- 申込期日1週間前に「申込状況通知」を送付いたします。
- 接続供給開始日の5営業日前を目途に接続供給契約のお知らせを送付いたします。

- システムの開始申込につきましては、申込み日を含めて3営業日は当社審査期間となります。システム上でマッチング状況をご確認いただくためにも、日程に余裕を持って申込みください。
- スwitchング支援システムの操作方法および受付工程の詳細につきましては、OCCTO配布のスイッチング支援システムマニュアルをご確認ください。Web申込システムの操作方法にご不明な点がありましたらメールにてお問い合わせください。

10-4.スイッチング申込みについて



よくあるご問合せについて

お問合せ	ご回答
スイッチング申込が名義相違で却下となったが現小売電気事業者へ確認済の名義で申込みをしている。	現小売電気事業者さまが管理している名義と当社への届出名義が相違している可能性があるため、現小売電気事業者さまへ「供給地点明細表（GLリスト）をご確認ください。
廃止取次でエラーが出たので対応方法を教えて欲しい。	スイッチング廃止取次につきましては、OCCTOが運営しているシステムのため当社ではご案内は出来かねます。スイッチング支援システムマニュアルをご確認いただくか、OCCTOへお問合せください。
システムの受付工程が「申込処理中」から進まないが、スイッチングが無事に開始されるか確認したい。	スイッチング支援システムおよびWeb申込システムの受付工程が「申込処理中」から「処理完了」へ遷移するタイミングは「接続供給開始日」以降、当社内の処理完了後となります。「申込処理中」の段階でマッチング完了となり、スイッチング手続きは行われます。
システム申込みに接続供給開始日を入れるとエラーが発生してしまう。	相手側小売電気事業者さまが入力されている日程と相違している場合にエラーが発生します。相手側小売電気事業者さまに日程をご確認ください。
現在の名義とスイッチング後の名義が違うため修正したい。	現在の名義でスイッチング申込みをしていただき、スイッチング完了後、需要者情報変更を申込みください。 ※ 使用者が変更となる場合はスイッチングではなく、撤去・新設として申込みください。

11-1.小売起因廃止について



■ 電力の小売営業に関する指針より（経済産業省ホームページに掲載あり）

小売供給契約の解除等手続や小売電気事業の休廃止に係る手続の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為

料金未払や小売電気事業者の倒産などにより、小売電気事業者から小売供給契約を解除等しようとする場合については、需要家に混乱を来たさないよう、需要家への十分な事前通知などが行われることが必要となる。

■ 需要家の責めに帰すべき事由や小売電気事業者の倒産等により小売供給契約を解除等する場合の手続

小売電気事業者は、小売供給契約の解除を行なう15日程度前までに、需要者に解除日を明示して解除予告通知を行なう。

なお、解除予告通知の際に、無契約となった場合には電気の供給が止まること、最終保障供給（低圧は特定小売供給）を申込む方法があることを説明する。

小売電気事業者は、小売供給契約の解除にともない、当該需要場所に関する託送供給契約の解除を行なう10日程度前までに、小売電気事業者側からの小売供給契約の解除を理由とすることを明示したうえで、一般送配電事業者に託送供給契約の解除の連絡を行なう。

11-2.小売起因廃止について



■ 一般送配電事業者や配電事業者における無契約を理由とする電気の供給停止時における手続

一般送配電事業者は、小売電気事業者による小売供給契約の解除により無契約状態となる需要者に対して、供給停止を行なう5日程度前までに供給停止日を明示して、小売電気事業者と小売供給契約を締結しない場合には無契約状態を理由とする供給停止になる旨の予告通知を行なう。

なお、供給停止の予告通知の際に、最終保障供給（低圧は特定小売供給）を申込む方法があることを説明する。

15日前	【小売電気事業者さま実施事項】 • 需要者に解除日を明示して解除予告通知を行なう。
10日前	【小売電気事業者さま実施事項】 • 一般送配電事業者に託送供給契約の解除の連絡を行なう。
5日前	【一般送配電事業者実施事項】 • 需要者に供給停止になる旨の通知を行なう。

11-3.小売起因廃止について



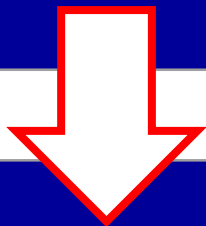
- 一般送配電事業者への託送供給解除連絡の具体的な手続き方法については、以下のとおりです。

小売電気事業者

希望日の10日前までに以下の必要書類をメールで送付する。

（スイッチング支援システムでの申込み受付はしていません）

- 接続供給兼基本契約申込書.xlsx
- 申込書の契約者欄に押印をしPDF化したもの



東京電力パワーグリッド

メールを受信した当社は、手続きを開始し、希望日の5日前までに以下の書類を需要者または指定の郵送先まで送付する。

- 契約廃止による送電停止予定日のお知らせ
- 電気最終保障供給に関する申込書

11-4.小売起因廃止について



接続供給兼基本契約申込書の記載事項について

2025年 5月 22日

東京電力パワーグリッド株式会社 御中

接 続 供 給 兼 基 本 契 約 申 込 書

接続供給等に関する契約について、貴社の託送供給等約款を承認のうえ、以下のとおり申込みます。
なお、実需同時同量の経過措置を適用している場合で受電地点に関する申込みを行なうときは、受電側接続検討申込書および回答書内容を前提として申込みます。

2. 申込内容

接続供給の開始希望日		別紙のとおり	
受電側接続検討との 同時申込		(選択して下さい)	
受電地点・供給地点ごとの事項			
申込内容		申込件数	
		受電地点	供給地点
地点の追加		件	件
契約受電電力または 契約電力の変更		件	件
地点の削除	契約廃止	件	1 件
	設備撤去	件	件
契約受電電力または契約電力 の変更を伴わない設備変 更		件	件
その他の変更 ()		件	件
特記事項	小売起因廃止		

特に注意が必要な箇所

【基本契約申込書の申込内容欄】

地点の削除－契約廃止－供給地点欄に件数を記載してください。

【別紙（連記式）】

K列「申込内容」については「供給地点の廃止（設備撤去なし）」を選択してください。

N列以降の契約内容記載欄は「従来」の項目に記載してください。

BB列のその他特記事項には以下を記載してください。

- ・小売起因廃止（必須）
- ・各種通知の郵送先（需要場所とは別の郵送先がある場合）

11-5.小売起因廃止について



契約廃止による送電停止予定日のお知らせ

〒135-0016

東京都江東区東陽6-3-2

東京電力株式会社 様

2025年5月1日

送電停止予定日
[5月10日]のお知らせ

至急ご開封ください

東京電力パワーグリッド株式会社
〒270-0021
千葉県松戸市小金原一丁目19番2号
千葉総支社 松戸事務所2階
松戸ネットワーク受付センター
お問い合わせ先（コンタクトセンター）
03-6362-5100
【月曜日～金曜日（休祝日・年末年始を除く）9時～17時】

以下のご使用場所について、送電を停止いたします。

引き続き電気のご使用を希望される場合は、裏面をご確認ください。

ご使用名称	東京電力株式会社
ご使用場所	東京都江東区東陽6-3-2
供給地点特定番号	03-1011-1111-1111-1111
送電停止予定日	2023年5月10日

契約廃止による送電停止予定日のお知らせ

高压

（裏面）

日頃より当社電気事業にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、現在 ご契約されている小売電気事業者（電気の販売を行う事業者）より契約廃止のお申込みをいただいております。

つきましては、以下①～③のいずれかをご対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご対応いただけない場合につきましては、送電停止予定日（表面に記載）に、送電を停止いたします。電気を継続してご使用される場合は、以下をご確認のうえ必要な手続きを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

① お客さまが、現在 ご契約されている小売電気事業者と契約継続を希望される場合、現在 ご契約されている小売電気事業者へお問合せいただき、契約継続可否等についてご確認ください。

② 新たな小売電気事業者と契約の締結を希望される場合、ご希望の小売電気事業者へお問合せください。

なお、小売電気事業者の一覧については、資源エネルギー庁のホームページ等でご確認ください。

<資源エネルギー庁HP>

http://www.enecho.meti.go.jp/categories/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/



③ いずれの小売電気事業者ともご契約が成立しない場合で、電気最終保障供給約款にもつき当社とご契約をご希望される場合

当社との電気最終保障供給契約をご希望の場合は、同封の申込書をご確認いただき、記入・捺印のうえ、返信用封筒等により以下の宛先へ返送ください（送電停止予定日の前日必着）。あわせて、返送後、行き違いがないよう、以下の連絡先までお電話いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、電気最終保障供給約款の料金体系は、一般的な電気のご契約と比較し、割高となっております。詳細については、当社ホームページをご覧ください。

<当社ホームページ>

https://www.tepco.co.jp/pg/company/clause/pdf/agreement_supply_220301.pdf

<電気最終保障供給契約申込書（東京電力パワーグリッド用）の返送先および連絡先>

〒270-0021 千葉県松戸市小金原一丁目19番2号
東京電力パワーグリッド株式会社 千葉総支社 松戸事務所2階 松戸ネットワーク受付センター 宛
お問い合わせ先（コンタクトセンター）：03-6362-5100【月曜日～金曜日（休祝日・年末年始を除く）9時～17時】

契約廃止にともなう処置のため、当社がご使用場所に立ち入らせていただくこと、ならびに送電を停止したことによる損害について当社は一切その責任を負いかねますので、ご承知おきください。

この書面と行き違いで、小売電気事業者とご契約締結済みの場合は、失礼を深くお詫び申し上げます。

※ 小売電気事業者とのご契約につきまして、現在 ご契約されている小売電気事業者へお問合せいただけますよう、よろしく願います。

以上

12. 接続供給兼基本契約申込書による申込み時のお願いについて



- 接続供給兼基本契約申込書のご契約者さま（小売電気事業者さま）の名称は、半角や全角で入力されているケースがございますが、**すべて全角で入力**をお願いいたします。また、**名称の前後にスペースは入力しない**ようお願いいたします。

【当社ホームページ申込書掲載箇所】

<https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/workshop/procedure/high-pressure/index-j.html>

【拡大図】

接続供給兼基本契約申込書

接続供給等に関する契約について、貴社の託送供給等約款を承認のうえ、以下のとおり申込みます。

なお、実需同時同量の経過措置を適用している場合で受電地点に関する申込みを行なうときは、受電側接続検討申込書および回答書内容を前提として申込みます。

1. 契約者等

契 約 者 名	名 称 :
	役 職 :
	氏 名 :
	住 所 :
所 属 :	

印

！ Point

- **すべて全角入力**
- **名称の前後にスペースの入力はしない**

13-1. 申込み関係書類のメール申込み手続きについて

- 過去にメールにてご案内の通り、申込手続きの効率化を目的として、接続供給兼基本契約申込書の原本の郵送を廃止いたします。
- 今後は、以下の通りお手続きいただきますようお願いいたします。

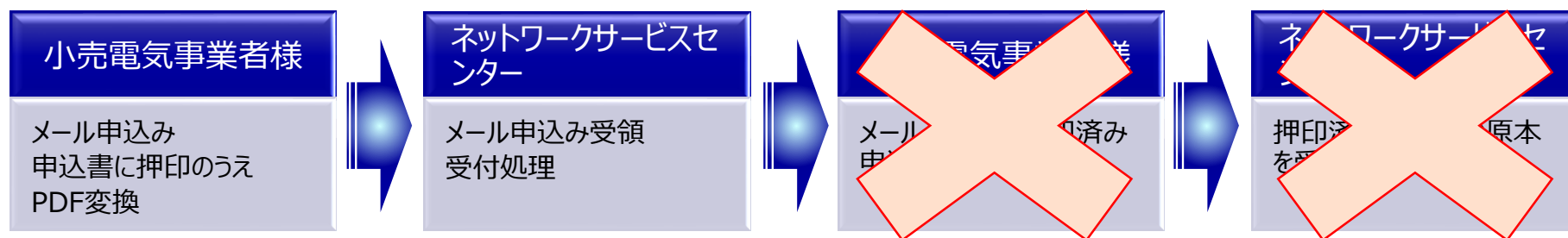
【従来の申込み方法】

接続供給兼基本契約申込書へ押印を行いPDFのうえ、申込みのメールアドレス宛に送付いただくと共に、押印済の原本を高圧受付グループ宛に紙面で郵送していただくことで申込受付とする。

【新しい申込み方法】

接続供給兼基本契約申込書に押印を行い、PDF形式に変換したうえで、指定のメールアドレス宛に送付いただくことで申込受付とする。 **※押印済の原本の郵送は不要です。**

◆ 新たなメール申込み時のフローは以下の通り



13-2. 接続供給兼基本契約申込書のメール申込み手続きについて

- 原本の郵送が不要となる書類とは、具体的には以下の通りとなります。
- 今回の変更につきましては、弊社ホームページのお知らせにも掲載予定となります。

【原本の郵送が不要となる書類】

- ・接続供給兼基本契約申込書
- ・接続供給兼基本契約申込書（検針日変更用）
- ・接続供給兼基本契約申込書連記式（分割接続供給用）
- ・接続供給申込申込み取下げ願い書
- ・接続供給及び発電量調整供給開始希望日変更願い書
- ・工事費支払方法依頼書
- ・系統連系申込書

ホームページ掲載イメージ

The screenshot shows the TEPCO website interface. The top navigation bar includes links for '企業情報', '一般のお客さま', '発電事業者さま・小売電気事業者さま', '電気工事店さま・電気主任技術者さま', and 'その他お手続き・ご案内'. The main content area is titled '高圧・特別高圧供給お申込み概要'. A red box highlights the 'お知らせ' (Notice) section, which contains two entries:

日付	内容
2025年6月30日	分割接続供給の導入に伴う自己託送／小売供給（みなし分割接続供給）の扱いについて (ap.3.2019e)
2025年5月21日	高圧供給工事に関するアンケートご協力のお願い

On the right side of the notice section, there is a sidebar with a dropdown menu labeled '各種お手続き' (Various procedures) and a list of links: '供給' (Supply) and '低圧供給' (Low voltage supply).

14.当社からの連絡について



- 高圧・特別高圧で接続供給契約に関する情報を通知する際、情報事故防止の観点から一部通知する情報を限定させていただく場合がございます。

【一部限定させていただく場合がある情報】

項目	情報の種類
契約者さま（小売電気事業者さま）情報	名称
需要者さま情報	名称、住所、連絡先、供給地点特定番号
需要者さま契約情報	契約電力

- 当社からメール等でご連絡させていただく際には、基本的にはお申込番号にて通知させていただきますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



小売電気
事業者さま



東京電力PG
ネットワークサービスセンター



以 上